

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 29 年 10 月 23 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 29 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 211,906 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,208,112 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 10 月 23 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	-	7,882,351	107,071	7,989,422
	1 地方交付税	7,882,351	107,071	7,989,422
15 県支出金		1,769,518	435	1,769,953
	2 県補助金	603,476	435	603,911
21 市債		1,587,700	104,400	1,692,100
	1 市債	1,587,700	104,400	1,692,100
歳入合計		24,996,206	211,906	25,208,112

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,223,542	19,900	2,243,442
	1 総務管理費	1,654,250	19,900	1,674,150
3 民生費		9,290,849	115	9,290,964
	1 社会福祉費	4,694,233	115	4,694,348
4 衛生費		2,844,791	25,525	2,870,316
	1 保健衛生費	634,859	550	635,409
	2 清掃費	1,328,531	24,975	1,353,506
8 土木費		2,182,655	3,489	2,186,144
	1 土木管理費	15,187	48	15,235
	3 河川費	7,659	2,141	9,800
	5 住宅費	180,424	1,300	181,724
9 消防費		936,614	256	936,870
	1 消防費	936,614	256	936,870
10 教育費		2,144,655	4,104	2,148,759
	1 教育総務費	405,041	232	405,273
	5 社会教育費	427,872	3,872	431,744
11 災害復旧費		15,588	158,517	174,105
	1 農林水産施設災害復旧費	2,387	32,264	34,651
	2 公共土木施設災害復旧費	13,201	106,900	120,101
	3 公共都市施設災害復旧費	0	9,604	9,604
	4 文教施設災害復旧費	0	5,385	5,385
	5 その他公共施設災害復旧費	0	4,364	4,364
歳 出 合 計		24,996,206	211,906	25,208,112

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧事業債	千円 13,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 117,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。